

病院版No.7
2013/5/16



OPEN オープンユニオン 岐阜大学職員組合ニュース UNION



岐阜大学職員組合発行
〒501-1193 岐阜市柳戸1番1
Tel. Fax058-230-1118, 内線 9552
Email: kumiai@gifu-u.ac.jp
HP:<http://www.gifunion.gr.jp>

岐阜大学職員組合は、組合ニュース「OpenUnion」病院版を発行し、病院で働く皆様に必要な情報をお知らせします。

過半数代表者・職員組合からのお知らせ

4週8休制の勤務者の祝祭日の取扱いについて

病院職員から祝祭日の取扱いについて理解できない、との訴えがあり、職員育成課および附属病院との話し合いの結果、次のことの確認が得られましたので、皆様にお知らせします。

ただし、正式な説明・連絡などは、今後職制のラインを使って説明があるものと思います。

1) 4週8休勤務者の祝祭日の扱いの契約書文面について

- ・人事給与課と医学部附属病院と検討した結果、7月採用者からになります
が、労働条件通知書休日欄の非定例日：週当たり2日（4週8休）の後に
定例日と同じように
「国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）業務の都合上、勤務を
命ずる必要がある場合には、振り返ることができる。」
の文面を追加することになりました。

2) 4週8休勤務者にたいする祝祭日の処理の現状について 特に、祝祭日と週休日とが重なったときの取扱いについて

- ・勤務表で祝祭日が勤務日の場合は、代休又は休日給を支給しています。
どちらにするかは、勤務表作成時に作成者と勤務者で調整。
- ・勤務表で祝祭日が暦どおり休みの場合、他の職員同様休みです。
- ・勤務表で祝祭日と週休日が重なった場合、祝祭日分を休日給で支給しま
す。
なお、附属病院の給与システムの不具合で数年間支給されていないこと
が判明したため、現在未払い分を調査中とのことです。

参考資料

岐阜大学職員就業規則

(週休日)

第50条 職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、原則として日曜日及び土曜日とする。なお、労基法第35条に定める法定休日（以下「法定休日」という。）は日曜日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第41条第2項に規定する者及び第42条に規定する交替制勤務者の週休日（法定休日を含む。）については、学長が指定する日とする。

(週休日の振替)

第51条 学長は前条の規定により、週休日とされた日に業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合には、原則として当該勤務を命ずる日の同一週内にある勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という）を週休日として、当該勤務日に割り振られていた勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休日)

第52条 職員の休日は、次のとおりとし、特に勤務を命ぜられるものを除き、勤務することを要しない。

- 一 「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

(休日の代休日)

第53条 学長は、前条に規定する休日に業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、勤務を命ずる休日と同一の勤務時間が割り振られている勤務日（休日を除く。）を指定することができる。

2 職員は勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合には、代休日として指定された日は、勤務することを要しない。

岐阜大学職員給与規則

(休日給)

第23条 就業規則第52条に規定する休日（就業規則第53条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第27条において同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（休日に当然勤務することになっている交替制勤務職員を含む。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。なお、交替制勤務職員で、就業規則第52条第1号に規定する休日が就業規則第50条の規定に基づく週休日に重なったときは、当該休日の直後の勤務日等（直後の勤務日等が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日等）に支給する。

2 前項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

